

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

元従業員への慶弔費

Q : 先日、1年前に退職した元従業員が亡くなったため、相当額の香典と花輪を贈呈しましたが、この費用は交際費になるのでしょうか。

なお、当社には退職者に対する慶弔規定はありません。

A : 福利厚生費となりますので、交際費に含める必要はありません。

【解説】

役員及び使用人の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用は、福利厚生費となり交際費に該当しませんが、この役員及び使用人には既に退職した役員及び使用人を含むこととされています。

ところで、中小企業では、従業員等の慶弔、禍福に際して支給する祝金、見舞金等について一定の支給基準を定めていないところも多いようです。このような法人が慶弔、禍福に際し金品を支給したときに、通達を形式的に解釈して、交際費として取り扱うことは、慶弔金等の支給の実態に合わないこととなりますから、その支給金額が社会通念上相当な金額であると認められるときには、福利厚生費として取り扱うことができるものと思われます。

ご質問の場合も、元従業員の死亡に際して支出する香典等の金額が、貴社の従業員等である場合の金額に照らし、社会通念上相当と認められる金額である限り、交際費に含めないことができるものと思われます。

